

平成28年2月18日開催 東京地方裁判所委員会

「建築訴訟の適正迅速な解決に向けた取組みについて」

東京地方裁判所委員会委員・第二東京弁護士会会員 小林 克信 (36期)

東京地裁委員会では、裁判の運用等に関する報告(今回は、建築紛争)の前に、市民委員から、各職域で司法に関連した問題の報告があります。

1 市民委員(保護司)からの報告

今回は、保護司の委員から、保護司の役割と課題に関しての報告でした。

- 平成10年の保護司法改正で、地区保護司会及び保護司会連合会が法定化され、自治体に犯罪予防の施策(生活保護等)への協力を求めやすくなった。
- 保護区は全国で886区で各地区毎に保護司会がある。自宅で対象者と「丸腰」で向き合う日本の保護司制度は、社会内処遇でのボランティア活用モデルとして海外で注目されている。
- 保護司の定数は、全国で5万2500人以内である。地域社会における連帯意識の希薄化、犯罪の複雑化等で保護司の仕事が複雑化・困難化し、保護司候補者が減少している。弁護士にもぜひ保護司になって欲しい。
- 刑の一部執行猶予制度に伴い、保護観察を進める中で、薬物使用者の特性(性格)等の見極めが大切となった等。

2 「建築訴訟の適正迅速な解決に向けた取組みについて」の報告

建築紛争の専門部である東京地裁民事22部の裁判官(2名)から建築訴訟の特徴や審理の実情について、以下の報告がありました。

(1) 建築訴訟の特徴について

以下の6点が指摘されました。

- ①専門技術的知見が必要(例、工事途中の査定額)、
- ②争点が多数(例、瑕疵が数百個)、
- ③専門家の義務等の法解釈について未解明部分が多い、
- ④事実認定が困難(例、追加変更工事等では口頭でのやり取りが多い)、
- ⑤当事者の感情的対立が激しい(一生に一度の高額な買い物)、
- ⑥紛争が長期化しやすい(通常事件と比較すると欠席や事実関係を認めるケースが少ない)。

(2) 審理の実情について

ア 一覧表を利用した争点整理

合理的な審理のために、①「瑕疵一覧表」や②「追加変更工事一覧表」を利用した争点整理が行われている。一覧表により、当事者の主張の異なる点や証拠の有無が一覧でき、作成にはかなりの労力を要するが、争点を明確にできて利点が多い。弁論準備手続においても裁判所が主導的な役割を果たし、準備手続に2~3時間かけることもある。また、専門的な設計図書の理解のためには、建築士の調停委員の助力を得て、争点整理を行っている。追加変更工事の争いでは、書面がなく、口頭での依頼が多く、本工事以外の追加変更工事か否かは、間接事実の積み上げで判断している。

イ 「付調停」や建築士調停委員の活用

当事者から進行等について意向を聴取し、訴訟を調停に付して裁判官が全件に立ち会い、裁判官と弁護士・建築士調停委員の三者で充実した評議を2~3時間することにより、安定した事実認定や法的判断ができる。また、建築士調停委員の専門的意見を踏まえた、柔軟な調停案の提示が可能になるとともに、不調の場合も専門家の意見を踏まえた質の高い判決ができ、当事者の満足度も高い。平成27年4月段階で建築士調停委員は123人。

ウ 現地調査の実施

防じん服等の現地調査のための7つ道具を用意して、裁判官が床下に潜って断熱材が入っていないことを確認したり、屋根裏に登ったりして現地を調査し、当事者や事件の実情に応じた早期解決が実施されている。

エ その他

過去5年間の統計では、判決は22%で、全体の8割近くが話し合いによる解決となっている。また、専門部の強みで、部内において定期的な勉強会を実施してプラクティス・ノウハウを共有し、建築訴訟の適正迅速な解決に向けて様々な取り組みがなされている。そのため、複雑困難な事案を、合意管轄で東京地裁に訴訟提起されることもある。なお、東京地裁立川支部には、残念ながら専門部がなく、建築紛争も通常部で審理されている。